

シュガーハート・習志野訪問看護ステーション 利用料金【介護保険の場合】

(1) 指定訪問看護は、主治医が訪問看護の必要を認めた場合に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づいて訪問看護を提供します。

(2) 訪問看護利用料金表（非課税）

基本単位数×地域区分10.84円

サービス内容	利用料 (10割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	単位	サービス提供時間	基本単位	
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,371円	338円	675円	311	1回につき 20分未満	311単位	
訪問看護Ⅰ-2・時間内	5,062円	507円	1,013円	467	1回につき 30分未満	467単位	
訪問看護Ⅰ-3・時間内	8,845円	885円	1,769円	816	1回につき 30分以上60分未満	816単位	
訪問看護Ⅰ-4・時間内	12,119円	1,212円	2,424円	1,118	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,118単位	
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	3,208円	321円	642円	296	リハビリ 20分	296単位	
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	6,417円	642円	1,284円	592	リハビリ 40分		296単位×2
訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	8,650円	865円	1,730円	798	リハビリ 60分	266単位×3	266単位
定額巡回・随時対応型訪問介護看護 連携訪問看護費（要介護1～4の方）	31,815円	3,182円	6,363円	2,935	1か月分定額	2,935単位	
（要介護5の方）	40,487円	4,049円	8,098円	3,735	1か月分定額	3,735単位	
特別管理加算Ⅰ（1ヶ月に1回）	5,420円	542円	1,084円	500	在宅慢性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。		
特別管理加算Ⅱ（1ヶ月に1回）	2,710円	271円	542円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。		
複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30分未満）	2,753円	276円	551円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。		
（30分以上）	4,357円	436円	872円	402			
複数名訪問看護加算（Ⅱ）（30分未満）	2,178円	218円	436円	201	1回につき看護師と看護補助者が同時に1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。		
（30分以上）	3,436円	344円	688円	317			
長時間訪問看護加算	3,252円	326円	651円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定		
初回加算	3,252円	326円	651円	300	新規に訪問看護を提供した場合		
退院時共同指導加算	6,504円	651円	1,301円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合		
緊急時訪問看護加算	6,222円	623円	1,245円	574	1か月につき1回算定。		
ターミナルケア加算	21,680円	2,168円	4,336円	2,000	死亡月につき1回算定。		
看護体制強化加算（Ⅰ）	6,504円	651円	1,301円	600	1か月につき1回算定。		
看護体制強化加算（Ⅱ）	3,252円	326円	651円	300	1か月につき1回算定。		

（※1） PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

（※2） 緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算（要介護の方のみ）、夜・朝、深夜加算は24時間連続体制にあるステーションが算定することができます。

※ 早朝・夜間（訪問開始時間 午前6～8時もしくは午後6時～午後10時） 2.5%加算 深夜（訪問開始時間 午後10時～午前6時） 5.0%加算

※ 准看護師が訪問看護を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算出します。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

シュガーハート・習志野訪問看護ステーション 利用料金【介護保険の場合】

(3) 介護予防訪問看護利用料金表（非課税）

基本単位数×地域区分10.84円

サービス内容	利用料 (1割)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	単位	サービス提供時間	基本単位
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,252円	326円	651円	300	1回につき 20分未満	300単位
訪問看護Ⅰ-2・時間内	4,856円	486円	972円	448	1回につき 30分未満	448単位
訪問看護Ⅰ-3・時間内	8,531円	854円	1,707円	787	1回につき 30分以上60分未満	787単位
訪問看護Ⅰ-4・時間内	11,707円	1,171円	2,342円	1,080	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,080単位
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	3,100円	310円	620円	286	リハビリ 20分	286単位
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	6,200円	620円	1,240円	572	リハビリ 40分 286単位×2	
訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	8,357円	836円	1,672円	771	リハビリ 60分 257単位×3	257単位
特別管理加算Ⅰ(1ヶ月に1回)	5,420円	542円	1,084円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算Ⅱ(1ヶ月に1回)	2,710円	271円	542円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	2,753円	276円	551円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	4,357円	436円	872円	402		
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	2,178円	218円	436円	201	1回につき看護師等と看護補助者が同時に1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	3,436円	344円	688円	317		
長時間訪問看護加算	3,252円	326円	651円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算	3,252円	326円	651円	300	新規に訪問看護を提供した場合	
退院時共同指導加算	6,504円	651円	1,301円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	
緊急時訪問看護加算	6,222円	623円	1,245円	574	1か月につき1回算定。	
看護体制強化加算	3,252円	326円	651円	300	1か月につき1回算定。	

※1) PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士 リハビリの上限は週120分迄。

※2) 緊急時訪問看護加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※ 早朝・夜間(訪問開始時間 午前6～8時もしくは午後6時～午後10時) 25%加算 深夜(訪問開始時間 午後10時～午前6時) 50%加算

※ 准看護師が訪問看護を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算出します。

※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度基準額の算定対象外。

※ 介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

(4) 保険外（自費サービス）

算定項目	サービス内容
在宅以外での 訪問看護	1時間まで実費5,000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで15,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

※ご利用料は、すべて税込みです。